

○国土交通省告示第三百四十六号

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三条第一項の規定に基づき、空港の設置及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

空港の設置及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示

空港の設置及び管理に関する基本方針（平成二十年国土交通省告示第千五百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第七 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>空港の設置及び管理に際しては、第三五の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係その他法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。</p> <p>空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。</p> <p>特に、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を踏まえ、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機が平時から必要な空港を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省と空港管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施するとともに、枠組みを設けた空港（特定利用空港）においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進する。</p>
改正前	<p>第七 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>空港の設置及び管理に際しては、第三五の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係その他法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。</p> <p>空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。